

趣旨説明制度に関する申し合わせ事項

(平成27年3月3日 議会運営委員会確認)

1 趣旨説明制度について

趣旨説明制度とは、請願及び陳情（以下「請願等」という。）を提出した者（以下「請願者等」という。）が希望する場合、提出した請願等が委員会で審査される際に、趣旨説明を行うことができる制度をいう。

2 請願者等の趣旨説明の確認方法

請願等を受理する際、議会事務局は趣旨説明制度について説明を行い、希望するかどうか確認する。

趣旨説明を希望する者は、請願等の受付締め切り期限までに趣旨説明申込書を提出する。

3 請願者等への趣旨説明の通知

趣旨説明を希望する請願等のうち、請願及び議会運営委員会で議会に上程されると内定した陳情については、請願者等へ委員会の日時等を通知する。

4 請願者等の趣旨説明の方法

説明時期	委員会休憩中に開催する委員会協議会で行う。
趣旨説明できる人数	請願等1件につき請願者等2名までとする。
時 間	おおむね1件あたり5分以内とする。
質 疑	・委員は趣旨説明者へ不明な点について質疑を行うことはできるが、趣旨説明者は委員へ質疑を行うことはできない。 ・意見表明及び討議を行わない。
資 料	資料の提出を希望する場合は、委員会1週間前までに議会事務局まで提出する。
その他	パネル等を使用する場合は、事前に委員長の許可を得る。

5 審査の順序

委員会協議会協議会終了後、再開し、議案、請願等の順に行う。

6 公開

委員会と同様に傍聴を認める。また、委員会協議会会議録を作成し、公開する。

7 その他

実費弁償は行わない。

趣旨説明申込書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

_____ について
趣旨説明を行いたいので申し込みます。

趣旨説明者	住 所
	ふりがな 氏 名 連絡先
趣旨説明者	住 所
	ふりがな 氏 名 連絡先

委任状

委任者	住 所
	氏 名 ㊟
私は、上記の者を代理人と定め、趣旨説明に関することを委任します。	

※ 請願者、陳情者に代わって代理人が趣旨説明を行う場合は、趣旨説明者欄に当日出席していただく代理人を、委任者欄に請願者、陳情者を記載してください。